

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
4月8日
(火曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定(地域医療推進室)……………
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………
- 建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正(建築指導課)……………
- 公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(二件)(県民生活課)……………
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………
- 選管告示
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正……………
- 不在者投票のできる老人保健施設の指定に関する告示の一部改正……………
- 雑報
県報の正誤(平成二十六年三月二十八日山口県告示第百二十六号ほか二件)……………

山口県告示第百三十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称所在地 認定が効力を有する期限

社会福祉法人恩賜財団 下関市安岡町八丁目五番一号 平成二九、三〇、三一
 済生会支部山口県済生 会下関総合病院
 山口県立総合医療センター 防府市大字大崎七七

山口県告示第百三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十六年四月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
海士路町二丁目①地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
岩国市	海士路町二丁目	一七〇三	一七〇三	一号
〃	〃	一七〇七	一七〇七	二号
〃	〃	一七〇七	一七〇七	三号
〃	〃	九八五の二八	九八五の二八	四号
〃	〃	九八五の七	九八五の七	五号
〃	〃	九八五の四	九八五の四	六号
〃	〃	九八五の四	九八五の四	七号
〃	〃	一〇〇四の三	一〇〇四の三	八号
〃	〃	一九一九の四	一九一九の四	九号
〃	〃	一九一九の四	一九一九の四	十号

山口県告示第百三十九号

建築主事の所管区域等に関する告示(平成二年山口県告示第三百五号)の一部を次の

ように改正し、平成二十六年四月八日から施行する。

平成二十六年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

表中欄中「下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市及び周南市」を「法第四条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町」に、

岩国市	玖珂郡
柳井市	大島郡
熊毛郡	
下松市	光市
美祢市	山陽小野田市
長門市	
阿武郡	

を

各土木事務所の所管区域(法第四十条第一項又は第二項の規定により建築主事を置く市町の区域を除く)

に改め、同表下欄中「岩国市及び長門市」

を「法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町」に改める。



(一三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年五月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人障害年金と後見制度を考える会
代表者の氏名 徳原 勝人
主たる事務所の所在地 周南市代々木通二丁目二番地

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人信愛会
代表者の氏名 衣川 信直
主たる事務所の所在地 周南市須々万本郷六五三番地の三

(一四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年五月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十六年三月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人じちれん山陽小野田
代表者の氏名 岡本 志俊
主たる事務所の所在地 山陽小野田市日の出二丁目一番一号

(一五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年四月八日

山口県知事 村岡 嗣政

平成二十六年四月八日印刷
発行

発行所

山口県知事

〃	〃
下	〃
九	左から
第百三十八号	第百三十七号
第百三十六号	第百三十五号